

令和2年大網白里市議会第4回定例会文教福祉常任委員会会議録

日時 令和2年12月16日（水曜日）午前10時44分開会

場所 保健文化センター 3階ホール

出席委員（6名）

岡田 憲二	委員長	中野 修	副委員長
引間 真理子	委員	森 建二	委員
堀本 孝雄	委員	宮間 文夫	委員

出席説明員

市民課長	齊藤 隆廣	市民課副課長	飯倉 正人
市民課主査兼 高齢者医療年金班長	石橋 恭子		
教育委員会 生涯学習課長	石井 一正	生涯学習課副課長 兼生涯学習班長	深山 元博
生涯学習課 スポーツ振興室長	鬼原 正幸	生涯学習課スポーツ 振興室主査	北田 尚史
参事（社会福祉課長 事務取扱）	秋本 勝則	社会福祉課副課長	戸田 裕之
社会福祉課主査兼 障がい福祉班長	高橋 和也	社会福祉課主査兼 社会福祉班長	飯高 芳志

事務局職員出席者

議会事務局長	岡部 一男	副主幹	花沢 充
主任書記	鶴岡 甚幸		

議事日程

第1 開会

第2 委員長挨拶

第3 協議事項

(1) 陳情（新規付託案件）の審査について

- ・ 陳情第10号 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・署名・批准を求める意見書」提出を求める陳情
- ・ 陳情第12号 大網小学校遠距離通学児童送迎バスの市助成金の増額を求める陳情
- ・ 陳情第15号 あすなろ絵画工作教室のアイデア 新型コロナウイルスの集団感染を防ぐため大網白里市の対策に関する陳情

(2) 付託議案の審査について

- ・ 議案第2号 令和2年度大網白里市後期高齢者医療特別会計補正予算
- ・ 議案第5号 大網白里市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第8号 大網白里市福祉会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（中野 修副委員長） ただいまから文教福祉常任委員会を開催いたします。

（午前10時44分）

◎委員長挨拶

○副委員長（中野 修副委員長） はじめに、委員長から挨拶をお願いします。

○委員長（岡田憲二委員長） 皆様、ご苦労さまです。

今回、当常任委員会で協議する内容は、陳情、議案ともに3件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重な審査をよろしくお願いいたします。

○副委員長（中野 修副委員長） ありがとうございます。

続きまして、協議事項に入らせていただきます。

委員長、進行のほう、よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田憲二委員長） 傍聴希望者はいますか。

（「おります」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） 傍聴の希望がありましたので、これを許可します。

傍聴者を入室させてください。

（傍聴者 入室）

○委員長（岡田憲二委員長） 本日の出席委員は6名でございます。委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

◎陳情第10号 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・署名・批准を求める意見書」
提出を求める陳情

○委員長（岡田憲二委員長） はじめに、陳情第10号 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・署名・批准を求める意見書」提出を求める陳情の審査を行いたいと思います。

陳情の内容については既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

森委員。

○森 建二委員 広島と長崎に原爆が落とされて、今年で75年ということになります。核兵器

を廃絶したいと思わない日本国民は、おそらくいないのではないかと思います。日本は唯一の被爆国として、核兵器が起こす悲劇を語り継ぐ責任があると思います。

核兵器の廃絶に向けた国際社会の取組、1970年に発効し、191か国が加盟する核兵器不拡散条約、いわゆるNPTがございます。このNPTは、その時点で核兵器を持っていた国、アメリカ、ロシア、当時はソ連ですね——そしてイギリス、フランス、中国。この5か国以外の核保有を禁じ、同時に保有国を含む各加盟国による誠実に各軍縮交渉を行う義務を規定しています。この結果、核兵器の数は1987年当時は7万発であったのが、昨年2019年1月時点では1万3,865発となり、80パーセントの削減という結果になっております。

翻って、この核兵器禁止条約はその趣旨は十分理解できるものですが、安全保障を核兵器に依存する国などの考えは無視して、ただ廃絶に同意しなさいと迫る形になっています。このような方法では核兵器廃絶に向けた考えの共有は困難であり、核兵器を持つ国と持たない国を分断する結果になってしまいます。

唯一の被爆国である我々日本の役割はこの分断を促進することではなく、核兵器を持つ国と持たない国との間に立って、現実的な軍縮を進めることにあるのではないのでしょうか。日本国政府は、これまでも核兵器廃絶に取り組んできました。国連総会で核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動決議案（1994年）、そして1999年から本年2020年に至るまで毎年提出をしております。

そして、本年も今月、先日の12月8日、国連総会の本会議でこの「核兵器のない世界に向けた共同行動の指針と未来志向の対話」の決議案が、賛成150、反対4、棄権35で採択されています。こういったことは、残念ながらあまり報道はされていません。我々は核兵器廃絶に向けて、今国際舞台で起こっていることを直視して、現実的な核廃絶に向けて粘り強い努力をすべきなのだと考えます。

本陳情は、核兵器を廃絶したいという考えそのものは全くもって同意いたしますが、方策としては、残念ながら私は賛同できかねるところでございます。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

引間委員。

○引間真理子委員 私も森委員と同じ意見でありますけれども。

やはり、核兵器の廃絶は誰も望み、また実現する方途であります。しかし、核兵器保有国が参加していない現状と今回の禁止条約に関して、その実効性について疑問を呈する声も

少なくない事実があります。保有国と非保有国の橋渡しの役割を果たすことが、我が国に課せられた責務と考えます。

ゆえに、核廃絶はもう絶対のことなんですけれども、この意見書に関しては反対をいたします。

○委員長（岡田憲二委員長） 宮間委員。

○宮間文夫委員 この意見書の案というのはあるの、事務局。意見書の案、あるの。

（発言する者あり）

○宮間文夫委員 委員長、いいですか。

○委員長（岡田憲二委員長） はい、どうぞ。

○宮間文夫委員 これ、日本政府に意見書提出を求める陳情でしょう、意見書を国に本市が提出するという。意見書がないのにどうやってそれを議論するの。陳情の趣旨と同じという判断で議論するの、ここで審査するわけ。

委員長。そうするとですね、ただ意見書提出を求める陳情という、趣旨を読ませてもらいますけれども。核兵器禁止条約の参加、署名云々、当たり前でしょう、こんなこと。こんなことを本市が、意見書案を見れば分かるけれども、提出することは当たり前じゃないですか。私は賛成です。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

堀本委員。

○堀本孝雄委員 日本は今、核の傘の中にいる中で、理由については先ほど森委員の説明をお聞きしましたが、我々日本は今、核の傘の中にいる中で一方的に不拡散、拡散について批評するというのは、非常に不公平感という意味でいろいろと弊害が出るんじゃないかと。この点については政府のほうも真摯に考えてやっておると思うので、意見書を出すまでもないだろうと、私はそう思います。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

（「こっちは全員言いました」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） 次に討論ですが、希望者ありますか。

（発言する者なし）

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、意見等が出尽くしたようなので、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） お諮りいたします。

陳情第10号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（岡田憲二委員長） 賛成少数。

よって、陳情第10号は不採択と決しました。

以上で、陳情第10号の審査を終わります。

◎陳情第12号 大網小学校遠距離通学児童送迎バスの市助成金の増額を求める陳情

○委員長（岡田憲二委員長） 次に、陳情第12号 大網小学校遠距離通学児童送迎バスの市助成金の増額を求める陳情の審査を行いたいと思います。

陳情の内容については既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

どうぞ。

宮間委員。

○宮間文夫委員 先ほど陳情者の説明を受けて質問をいたしましたけれども、どうも私がこの陳情として賛成できないなと思うことが何点かあります。

まず、本陳情の趣旨、「私たちは」で始まって中段に、以前もこの委員会で審査したときにも、この新日本婦人の会大網白里支部の方々の中にお困りになっているご家庭がいらっしゃるんですかとか、あるいは、管理課のほうでそういう悲鳴を上げているご家庭があるのかということを確認したところ、そういう問合せはないと。

しかしながら、困っている方がいるのであれば、やはりそれは解消しなければならないと思います。この中段に、「利用している保護者の方からアンケートを取りました」と。そして「（中略）市の助成金を増やしてほしいと全員が回答しています」という、この文言からすると、多くの方々がそのような悲鳴を上げているんじゃないかというふうに拝察していたんですけれども。質問してお聞きしましたら、いろいろな状況の中でアンケートが返ってきた方が3名ですか。市に助成金を増やしてほしいと、3名の方全員が回答していますという内容でしたね。

いろいろ地域差があってはいけない等々の内容がございますが、最終的に陳情項目としては、令和元年度以前に利用者負担を戻してほしいという内容ですので、これが往復でいくら負担されているのか分からずに陳情されても、こちらはもちろん調べることはできますけれ

ども、そういう腑に落ちない点がありますので、ここであれですか、意見でいいんですよ。今回の陳情には賛成をしかねます。

以上。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

森委員。

○森 建二委員 先ほど協議会の中でも経緯についてお話が出ましたが、私が伺った経緯になりますと、昭和59年に受益者負担となった経緯、当時の各小学校の児童の通学距離や交通事情に大きな差はなく、スクールバスを利用できるものとできないものの不公平の観点から、昭和58年度末で町直営による送迎バスの運行を廃止、そして59年度から町から運営費としておおむね大体150万円程度を運営委員会に拠出して、その上、バスのガソリン代、その他もろもろ整備費用で約50万、今、市は約200万毎年拠出しているという状況かと思います。

やはり受益者負担という形で、私も実は今回、小学校の校長先生、それと教育委員会の管理課長に、こういった形での苦情ないしは下げてほしいという話は出ているんですかという話を聞きましたら、いずれも学校にも教育委員会にもそういったお話は全く出ていないということを確認をいたしました。その上で、やはり市内全般の公平性という部分で言いますと、大網小学校の生徒だけにこういった形で市のお金を拠出するというのは、現状でいかなものかと思います。

ご父兄の負担という形で考えますと、もちろん少ないに越したことはありません。そういった意味での趣旨はもちろん理解をいたしますが、ただし、全体を見回した中での公平性という部分で考えまして、残念ながら本陳情に賛成はいたしかねます。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

堀本委員。

○堀本孝雄委員 私は先ほど、賛成ということで発表させていただいたんですけども。私、利用者だった中の一人として、家庭として言わせていただくと。非常に、先ほど運用の経過を言いましたですけども、大網小学校はそもそもあそこのところに入った地域、遠距離通学だという、4キロ以上がいわゆる遠距離通学というふうな規定、大体一般的な運用があるわけですよ。そういう中で、どうしたって義務教育の中でそういうものもやっぱり配慮していかなきゃいけないことはもちろんだと思います。

その中で、私は利用者の一人、先ほども言いましたが家族の一人として言いたいんですけ

れども。まず、なぜ片道かといったら、やっぱり家計の中で非常に負担が多いと。月3,000円でも、今だと年間4万4,000円ですか、そのときは3万いくら。非常に負担が大きいということで帰りに帰ってきた。これは当然遠距離通学のバス路として、市のほうとしてもある程度の負担もしなきゃいけないんじゃないかと。それでまた、この陳情理由でもう一点、路線バスを利用している登下校の児童もいるというふうなあれで、白里小学校の児童・生徒は、やっぱり3.7キロぐらい路線バスを利用しているあれもいるんですよ。だから、こういうものも順次配慮していかなきゃいけないだろうと思います。

そういう面において、この陳情については真摯に私は賛成をいたしたいと思っています。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

中野副委員長。

○副委員長（中野 修副委員長） 私、先ほど森委員のほうから経緯等の説明がありましたけれども、どうして、こういうふうにな現在の運営協議会のほうが運営しているのかということもありますけれども、やっぱり市全体のことを考えますと負担公平の観点から廃止したという経緯もありまして、今の現状を見ても、そのことを考えれば私も賛成はできない立場でございます。

○委員長（岡田憲二委員長） 引間委員。

○引間真理子委員 私も、やはり市全体の公平感ということを考えますと、実際に親御さんが、近所に子どもがいなくて送り迎えをしている現状等もありますので、やはり今の市の財政的な現状も見ますと、公平な立場で大綱小学校のこの負担という部分だけに負担を増額するというのは、賛成できないかなという思いではあります。

以上。

○委員長（岡田憲二委員長） 委員の方々の意見が出尽くしたようでございます。

次に討論ですが、希望者ありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、意見等が出尽くしたようなので採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） お諮りいたします。

陳情第12号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（岡田憲二委員長） 賛成少数。

よって、陳情第12号は不採択と決しました。

以上で、陳情第12号の審査を終了いたします。

◎陳情第15号 あすなろ絵画工作教室のアイデア 新型コロナウイルスの集団感染を防ぐため大網白里市の対策に関する陳情

○委員長（岡田憲二委員長） 次に、陳情第15号 あすなろ絵画工作教室のアイデア 新型コロナウイルスの集団感染を防ぐため大網白里市の対策に関する陳情の審査を行いたいと思います。

陳情の内容については既にお配りしておりますので、朗読は省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

どうぞ。

宮間委員。

○宮間文夫委員 先ほど陳情者の説明を受け、質問させていただきました。本市に対してどのようなことを求めているのかとお伺いしたところ、1、1、1と書いてある、こういったことを全て求めているんだというお話でした。

実は私、この「あすなろ絵画工作教室のアイデア」という冒頭の文言なんですけれども、共通した考えを持っております。私も、国から始まってずっと県、市町村、何かと言えば新型コロナウイルス対策と銘打って、Go Toキャンペーンだったり。これは逆の形かもしれませんが、あるいはアベノマスクを配布したり、何でしょう、都知事においてはいろいろ四字熟語じゃないけれどもいろいろやって、今定番になっているのは、要するに手指消毒、マスク、あとうがい、3密回避、不要不急な外出は避ける、のようなことを一生懸命当然のごとくやって、インフルエンザはほとんど感染してないような状況で、素晴らしいことだと思うんですけれども。

やはり、コロナウイルス対策というのは空気中にあるウイルスを殺さなきゃ駄目なんです。そういうものを開発するために国が予算を取って本気でやれば、コロナウイルス対策をやっているというふうに思いますけれども。ちらっとさっき言いましたけれども、超音波型の加湿器に、この陳情者は次亜塩素酸と言っていますけれども、コロナウイルスを抑えることができるという治験が出ている溶剤もあります。こういったものを取り入れて、学校なり、千葉市はもう既に夏のうちに1,000何台の加湿器を小・中学校に用意してありますよ。その

中身は水かも分かりませんが。そういう観点は、このあすなろ絵画工作教室のアイデアと共通しているものがありますけれども。この一つひとつを精査していくと、質問もしましたけれども、分かりづらいことがかなりあります。

大まかでは、私の言っていることがこの陳情者と同じかどうかは分かりませんが、コロナウイルス対策は今のままではまだ不十分、もっともっとこの方が言っているようなことをやらなければいけないということは賛同いたしますが、この1、1、1を精査した内容を質問してお答えいただいた形では、これを本市に対してどのように本委員会が提案するかというところまでは、賛成には至らないのが私の意見でございます。

以上。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

森委員。

○森 建二委員 感染症対策については、今いろいろな知見から学者の方、そして国のほうからもいろんな考え方、指針が発されています。大網白里市もご存知のとおり、新型コロナウイルス感染症対策本部をつくって、県そして国といろいろ連携を取りながら動いているところでございます。

今、大網白里市は、ほかの市町村に比べると比較的少ないPCRの陽性者ではございますが、引き続きその感染症対策は必要ですし、これは市の担当課と一体となって現状の流れで進めていければなと思っております。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） 委員の方々の意見は2名より頂戴いたしました。

次に討論ですが、希望者はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） 意見等が出尽くしたようなので、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） 陳情第15号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（岡田憲二委員長） 賛成なし。

よって、陳情第15号は不採択と決しました。

以上で、陳情第15号の審査を終わります。

ここで5分間休憩いたします。

(午前11時12分)

○委員長（岡田憲二委員長） 再開いたします。

(午前11時19分)

◎議案第2号 令和2年度大網白里市後期高齢者医療特別会計補正予算

○委員長（岡田憲二委員長） これより付託議案の審査を行います。

議案第2号 令和2年度大網白里市後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。
市民課を入室させてください。

(市民課 入室)

○委員長（岡田憲二委員長） 市民課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまより、当常任委員会に付託のあった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。また、発言の際にはマイクを使用するよう、併せてお願いいたします。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第2号についての説明をお願いいたします。

どうぞ。

齊藤課長。

○齊藤隆廣市民課長 市民課でございます。よろしく申し上げます。

まず、職員の紹介をさせていただきます。

私の左手側でございますが、副課長の飯倉でございます。

○飯倉正人市民課副課長 飯倉です。よろしく申し上げます。

○齊藤隆廣市民課長 左手側でございますが、高齢者医療年金班長の石橋でございます。

○石橋恭子市民課主査兼高齢者医療年金班長 石橋です。よろしく申し上げます。

○齊藤隆廣市民課長 私、市民課長の齊藤です。よろしく申し上げます。

着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第2号 令和2年度大網白里市後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明させていただきます。

全員協議会で配付いたしました令和2年度12月補正予算案の概要、3ページをご覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ194万7,000円を追加し、予算総額を6億4,410万4,000円にしようとするものでございます。

本案は、平成30年度税制改正において制定されました所得税法等の一部を改正する法律のうち、後期高齢者医療保険料に関連する改正箇所が令和3年1月1日に施行されることから、千葉県後期高齢者広域連合においてシステム改修を行うところでございますが、その改正内容を反映したデータを円滑に本市システムに取り組みするための改修費について、補正予算を計上させていただくものであります。

主な改正内容につきましては、以前市税条例の一部改正にてご審議いただいた内容でございますので割愛させていただきますが、高所得者に対する税負担の軽減を見直す改正だと承知しております。

したがって、後期高齢者は約9割の方が年金受給者であることや、保険料算出に当たっては上限額を設けていることなどから、この制度改正に対して被保険者に大きな負担増をかけることはないものと捉えております。

なお、改修整備に係る財源につきましては、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金を見込んでおります。

以上で、議案第2号 令和2年度大網白里市後期高齢者医療特別会計補正予算についての説明を終了させていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（岡田憲二委員長） ただいま説明のありました議案第2号について、ご質問等があればお願いいたします。

どうぞ。

引問委員、どうですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） 堀本委員、どうですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） 森委員、どうですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岡田憲二委員長) ないようでございます。

市民課の皆さん、退席していただいて結構です。

(市民課 退室)

◎議案第5号 大網白里市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(岡田憲二委員長) 次に、議案第5号 大網白里市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、生涯学習課を入室させてください。

(生涯学習課 入室)

○委員長(岡田憲二委員長) 生涯学習課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。また、発言の際にはマイクを使用するよう、併せてお願いいたします。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第5号の説明をお願いいたします。

どうぞ。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 生涯学習課でございます。

はじめに、本日の出席職員を紹介させていただきます。

私の右手側が副課長の深山でございます。

○深山元博生涯学習課副課長兼生涯学習班長 深山です。よろしく申し上げます。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 私の左手側がスポーツ振興室室長の鬼原でございます。

○鬼原正幸生涯学習課スポーツ振興室長 鬼原です。よろしく申し上げます。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 その隣が、同じくスポーツ振興室主査の北田でございます。

○北田尚史生涯学習課スポーツ振興室主査 北田です。よろしく申し上げます。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 最後に私、課長の石井でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以後は着座にて失礼いたします。

○委員長（岡田憲二委員長） 石井課長、どうぞ説明してください。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 それでは、議案第5号 大網白里市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきます。

まず改正の趣旨でございます。本市の社会体育施設の管理運営について、地方自治法に基づき指定管理者制度の導入を可能とするため、大網白里市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、改正の概要です。現在、市職員が直営により行っている社会体育施設の管理運営について、民間事業者のノウハウを活用することにより事務の効率化やサービスの向上を図る観点から、指定管理者制度が導入できるよう条例の規定を追加するなど、条例の一部を改正しようとするものでございます。

以上が議案第5号 大網白里市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての趣旨と概要の説明となります。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（岡田憲二委員長） ただいま、課長より説明のありました議案第5号の内容について、ご質問等があればお願いいたします。

どうぞ。

森委員。

○森 建二委員 お疲れさまでございます。

2つございまして、まず今回のこの指定管理者制度の導入、民間の活力をとということで非常にいい流れかと思えます。現実的に、現在今回のことで指定管理者制度導入と考えられる具体的な社会体育施設というのは、どことどことどこということになるのでしょうか。

それともう1点は、これによって財政上の影響、影響がよくなるというふうに見込む形かと思いますが、これは年間でどの程度のものを見込む形で今考えていらっしゃるのでしょうか。

以上、2点お願いいたします。

○委員長（岡田憲二委員長） 石井課長。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 社会体育施設におきましては、今現段階では生涯学習課のほうでは11の社会体育施設を維持管理しておりますので、その全部また一部も含めて検討してまいりたいと考えております。

また、指定管理を行えた場合には、それに伴う維持管理面の職員の労力とか、あとは当然

費用対効果的なものもあると思いますので、そのへんまだ検討中というか、これからと思いますけれども、そのへんも含めて、ご同意いただければ検討してまいりたいなと思っております。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） 森委員。

○森 建二委員 財政上の影響を具体的に考えていらっしゃるというのは、お粗末なんじゃないでしょうかね。具体的にある程度、これによってシミュレーションというか、具体的にどの程度の財政上の良貨を見込もうという形のもの、やっぱり本来はあるべきなんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（岡田憲二委員長） 石井課長。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 森議員のおっしゃるとおり、財政面というのは当然考えていかなきゃいけない部分だと思いますけれども。今そのへんも含めて、まずどういった形がいいのかということも含めて考えてまいりたいと思っております。

（発言する者あり）

○石井一正教育委員会生涯学習課長 ものの施設によっても違うと、今おっしゃられたとおりでと思いますので、総合的に、また場所的にも考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） 森委員。

○森 建二委員 そこは非常に残念でありませんが、できますれば、少なくともそのシミュレーション、今11の施設という形でありますので、どのような効果が考えられるのかということ、やっぱり財政健全化を考えている今、我が市の状況の中では、もしこれが財政上お金がもっとかかってしまうことになってしまったら、本末転倒のお話になりますので。そうしますと、当然ながら我々これに賛成できるかという、難しい話になってしまいますから。少なくともその内容については、ある程度のシミュレーションはいただきたいと思っております。

○委員長（岡田憲二委員長） 石井課長。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 そのへんも含めて、検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） 堀本委員。

○堀本孝雄委員 議案の中に体育施設の設置及び管理というのが、先ほど生涯学習課長から全部又は一部というふうな話だったですけれども、ぜひこの設置というものについての具体的

な点をお聞きしたいと思います。

また、ある面で、森委員が言ったように財政上のシミュレーションもしないで、ただ指定管理者制度にもっていきこうとか、設置を含めてやるというのは何か非常に曖昧な感じになるんじゃないかと思うんですけれども、その点はどうなんでしょうか。

○委員長（岡田憲二委員長） 石井課長。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 設置につきましては、現条例の中で設置については、今申しあげました施設等を設置することがうたわれております。ですから、その施設についてのことになります。

（「具体的には」と呼ぶ者あり）

○石井一正教育委員会生涯学習課長 新たな施設を設置するとかそういうことではございません。今現在の既存の施設です。

あと、今回改正するに当たりましては、今後そういった指定管理者制度が導入できるような方法の整備というようなことも考えております。

以上でございます。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

堀本委員。

○堀本孝雄委員 今、具体的な設置を含めて管理、具体的なシミュレーションがないのにこの条例を制定させてくれというのは、どうもはっきり具体的なあれがないんで、議案の審議のしようがないんじゃないのかなというような私の思いがあるんですけれども。

この指定管理者制度を全体的に、今どういう施設にどういうふうに持っていかとか何かというのが、こういう財政も含めて、ただ先ほど言ったように事務の効率化、サービスの向上、そういうものについて当然今そういうものを含めて財政上の懸念も出てくるわけですよ。だから、今やっているものについて指定管理者制度を導入するというのは、当然財政的なものも出てくるんじゃないかというふうに思いますけれども。そういう具体的なものがないのに、ただこういう制度を導入してくださいというのは、いかがなものかと思えますけれども。そのへんはどうでしょうか。

○委員長（岡田憲二委員長） 石井課長。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 具体的にどこということは、今後全体的に含めて検討をしていくこととなると思います。ただ、そういったときにスムーズにこの事務が行えるように、まずは今後に向けての全体的な条例の整備、体制づくりと考えております。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） 堀本委員。

堀本委員。

○堀本孝雄委員 どうも、その指定管理者制度にもっていかうというそういう趣旨がよく分からないんですよ。例えば、財政上のこういう面でこういう施設が、今職員を含めてみんな管理をやっているけれども、こういうサービス向上そういうものも含めて、指定管理者にもってもらったほうが非常に財政の面においても、サービス向上においても非常に有益だというふうなものであればいいけれども。今後考えていくような、そういう面のあれではどうもちょっと私、腑に落ちないところがあるんで。そのへんをいま一度質問したいんですけども、どうでしょうか。

○委員長（岡田憲二委員長） 石井課長。

○石井一正教育委員会生涯学習課長 今年の3月にできました財政健全化の取組の中におきましても、指定管理者制度の在り方導入というのが推進されております。そういったところも含めて、今後検討していければと思っております。

また、具体的にどこということはないんですけども、今多くの屋外施設あるいはアリーナをはじめとする施設を維持管理している中で、やはり経費もかかっているというような状況でございます。そういったものを指定管理者の制度を導入することによって向上する、またよりよい利用方法が民間事業者の、先ほど申し上げたとおりの活用ができてやってくればと思っております。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

宮間委員。

○宮間文夫委員 今それぞれの同僚委員が質問して課長が答弁しているけれども、この議案第5号は、こういうように改正をしないと指定管理者制度を導入することができないわけでしょう、今までの条例では。なぜその条例を改正するかという目的は、指定管理者制度を導入した場合には、そのほうが市にとって有益だから、そういう指定管理者制度を導入しようとする施設ができた場合に、その条例がないとできないから改正をしたいということで提案をしてくれているんじゃないんですか。

それならそれで終わりでしょうよ。はっきり言わないと。うやむやに、何を目的に、どの施設かも分かりません。それが導入された場合、財源が市にとって有益かどうかは今後検

討します。それじゃ提案の理由としては弱い。やっぱりはっきりと、課長なんだから自分が責任を持ってその2つの改正する目的をはっきり言わないと。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

（発言する者なし）

○委員長（岡田憲二委員長） それじゃ、私から一言。

今、課長の答弁をお聞きしましてね、まず一番最初に意見を出した森委員の質問に全てがあると思うんだ。我々に審議をしてくださいということで皆さんが来ているんだから、もう少し具体的にきちんとしたものを、これはこういうふうに、だって11施設を指定管理者に云々という話もしていたけれども、宮間委員、全然違うものね。これを一緒くたにしてやるのか、そういうことも全然、我々が今聞いたって分からないんだ。あなた方の説明を聞いても。

だから、本来はこういう議案を出してくるからには、きちんとした内容を精査して、これとこれはこういう方法でやりますよとか、これとこれはこういう方法をやる。それに対しての今現在やっているのと、指定管理者にするとこれだけのいいことがありますよとか。それを調べて我々に審査してくれということならば、それはそれで当然だけれども。何も決まってる、何も分からない。ただ指定管理者にすれば云々と、3月に財政的なあれで指定管理者というものも入っているからと。そういうことでは本末転倒というのはこういうことを言うの。

本当に我々委員会を何だと思ってるんだ。よくこういうことを市の執行部がオーケーしているよね。不思議でしようがないけれども。

（「財政上有益だとかそれくらいのあれがないと。それは有益に決まってる」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） まあいいから。

本来は、そういうものをきちんと出して、それで委員の皆さんご審議くださいというのが当たり前で。何も分からない、これから考えてやっていきますというのでは、我々を、この委員会を冒涇しているようなもので。あとはこっちが勝手にやるから、お前たちはこの議案に賛成すりゃいいんだよと、そういうようにも取られかねないようなことだよ。あなた方、今各委員が質問したことに対して明確に答えられることは何一つなかったじゃない、そうでしょう。そういうものを我々に審査してくださいと、審議してくださいということ自体が、この委員会を冒涇しているんだよ。審査のしようがないじゃない、だって。

で、仮に、この議案第5号を本委員会で採択してやってみたら、またおかしくなったという事になれば、採択した我々の責任になるんだ。あなた方の責任より採択した我々の責任になってくるんだ。だから、きちんとした資料を出して、それでこの場にあなた方は臨まなきゃならないの。それを我々が慎重審議してやらなければ、あなた方が分からないことを我々に審議して採決してくださいということは、全く私はおかしいことだと思います。

まあまあ、私はそれぐらいでいいでしょう。

ほかに何かございますか。

(発言する者なし)

○委員長(岡田憲二委員長) それでは、ないようでございますから、生涯学習課の皆さん、ご苦労さまでした。退席していただいて結構です。

(生涯学習課 退室)

◎議案第8号 大網白里市福祉会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(岡田憲二委員長) 次に、議案第8号 大網白里市福祉会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

社会福祉課を入室させてください。

(社会福祉課 入室)

○委員長(岡田憲二委員長) 社会福祉課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。また、発言の際にはマイクを使用するよう、併せてお願いいたします。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第8号の説明をお願いいたします。

どうぞ。

○秋本勝則参事(社会福祉課長事務取扱) 社会福祉課でございます。

はじめに職員の紹介をさせていただきます。

私の左隣、副課長の戸田でございます。

○戸田裕之社会福祉課副課長 戸田と申します。よろしくお願ひいたします。

○秋本勝則参事（社会福祉課長事務取扱） その左隣、社会福祉班長の飯高でございます。

○飯高芳志社会福祉課主査兼社会福祉班長 飯高です。よろしくお願ひいたします。

○秋本勝則参事（社会福祉課長事務取扱） 私の右隣ですけれども、障がい福祉班長の高橋でございます。

○高橋和也社会福祉課主査兼障がい福祉班長 高橋です。よろしくお願ひします。

○秋本勝則参事（社会福祉課長事務取扱） 私、課長の秋本です。よろしくお願ひいたします。

それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第8号の説明資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

本案は、大網白里市福社会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

改正の趣旨でございますが、福社会館内に併設しております福祉作業所を、令和3年3月31日をもって廃止するため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要でございますが、平成22年度以降利用者数が減少しております。定員割れが続く一方、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行後、市内の民間施設におきまして同様の施設が増えてきたことから、市の福祉作業所を廃止するものでございます。

廃止に当たりましては、福祉作業所の利用者及び保護者に十分な説明を行いまして、理解をいただいております。廃止後の利用者の福祉サービスの利用につきましても、支援をしていくこととしております。

3番目の施設の運営状況でございますが、福祉作業所は昭和61年4月15日に開設をしております。11月末現在で34年7か月を経過しております。定員は15名で運営をしておりますが、(2)の在籍者の状況を見ていただくと分かりますように、平成20年度は15人の在籍者がございましたが、年々減り続けておきまして、本年度につきましては登録者数は7名という状況でございます。現在、実際7名のうち福祉作業所に通っているのは、実際のところ5人という状況になっております。

一方、市内の民間施設の開設状況についてが(3)でございますが、平成20年度は2施設、定員54ございましたが、現在におきましては7事業所が開設しております。定員数は149人となっております。

条例の施行日は令和3年4月1日を予定しております。

以上で説明を終わりますが、慎重な審査をよろしくお願い申し上げます。

○委員長（岡田憲二委員長） ただいま課長より説明いただきました。

何か委員の皆様、質問ございませんか。

森委員。

○森 建二委員 お疲れさまでございます。

民間にもこういった障がい者の働ける施設が増えてきたのは、本当に喜ばしいことですし、そういった意味で、今役所でやっていることを民間に移行するという事は非常に合理的であると思います。

具体的に、市の財政上の影響について、どのような形が考えられるのかお伺いをいたします。

○委員長（岡田憲二委員長） 秋本課長。

○秋本勝則参事（社会福祉課長事務取扱） それではお答えいたします。

令和元年度の決算の状況でご説明させていただきますけれども、令和元年度、指定管理者として社会福祉協議会に運営費を支払っているわけですが、福祉作業所に係る分としては約1,100万円ほどの支出になっております。令和元年度登録者数が8名でありまして、この8名が年間に福祉作業所に通った日数といいますか、合計の日数が1,143日になります。1日当たり、これを民間施設に行くと仮定しますと、1日当たりの給付費が大体1人当たり6,500円程度になりますので、延べの1,143日を掛けますと、年間で給付費としては約750万円という形になります。

ですから、指定管理としては1,100万円の支出、これが、8名の方が民間の施設を利用した場合の給付費が750万円という形になります。さらに、この750万円の給付費に対しましては、国が2分の1、県が4分の1の負担金がまいりますので、実質の市の負担としては4分の1の187万5,000円という形になります。

以上でございます。

○委員長（岡田憲二委員長） 森委員。

○森 建二委員 そうしますと、1,100万円の支出プラス187万という形の合計ということでしょうか。

○委員長（岡田憲二委員長） 秋本課長。

○秋本勝則参事（社会福祉課長事務取扱） 福祉作業所の現在の状況ですと、これは法定外の施設という形になっておりまして給付費はいただいておりません、いただけない状況の施設

になっておりまして、1,100万円は全て市の単独費という形での支出になっております。

以上でございます。

○森 建二委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

中野副委員長。

○副委員長（中野 修副委員長） 作業所の廃止に伴って、今利用している方々は民間のほうにということでお話しがついているということなんですけれども、廃止しても何ら影響がないということでよろしいですかね。

○委員長（岡田憲二委員長） 秋本課長。

○秋本勝則参事（社会福祉課長事務取扱） こちらにつきましては、現在も保護者の方にお話しをして、施設の見学とか行っている保護者もいますし、既にこの12月から2名の方は別の施設に通われておりまして、既に退所しております。

ほかの方も全て、3月までには別の施設へということでお話しが進んでおりますので、支障はございません。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

（発言する者なし）

○委員長（岡田憲二委員長） よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、社会福祉課の皆さん、ご苦労さまでした。退席していただいて結構です。

（社会福祉課 退室）

○委員長（岡田憲二委員長） これより、各議案の取りまとめを行います。

はじめに、議案第2号 令和2年度大網白里市後期高齢者医療特別会計補正予算について、ご意見及び討論等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第2号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（岡田憲二委員長） 賛成総員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第5号 大網白里市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

堀本委員。

○堀本孝雄委員 この点は、先ほど議案第8号の社会福社会館の設置で具体的にこういう面がないと、なかなか非常に審査しづらい議案だと思います。具体的な、それこそ財政の面でメリットがあるんだとか、何か個々のことではないまでも指定管理者制度の導入によってこういう財政的なメリットがあるとか、そういう面の具体的なあれがないで、ただ漠然と議案を出されても、それこそ委員長のあれじゃないけれども、委員会をもう少し尊重してもらいたいなというところがございます。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

森委員。

○森 建二委員 先ほど委員長がお話しいただきましたが、やはり補正でこの12月議会に上がってきて次年度からということを考えているのであれば、ある程度やはり財政上、具体的にどのような形のことを考えられるという、いわゆる普通に考えて、それは合理的だねと考えられるものでなければ、議案としては正直非常にお粗末と言わざるを得ない。

確かに、民間に委託するというそのものはいいのかなという漠然とした考えはもちろん持ちますけれども、具体的に、先ほど委員長がおっしゃられたように、11の施設のどこを使うかということも明確に答えが出ませんでしたし、またその上で、具体的な金額がどの程度考えられるというものがないというのは、非常にお粗末であり、これは市の行政、財政としての議案ではないのかなというふうに思いますので、非常に今回私は残念ですが、厳しいのではないのかなと思います。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

宮間委員。

○宮間文夫委員 私は逆なんですよ。発言をさせてもらったけれども、課長はこの条例の一部を改正する制定の議案だということでしょう、そうしたら目的は何かと言ったら、皆さん委員の方々がおっしゃっているように、市にとってよくなるための改正ですよということを言っていないのね。

だけど私、なぜこういう議案を出してきているかというと、現在の条例では、将来指定管

理者制度を設けてどこかの施設をそういうふうにしようとした場合できないから、この指定管理者制度ができるような条例に改正をするという提案なわけだから、どこの施設とも決ま
ってないです。それから、どうしたらどうなる、シミュレーションを出してない。しかしな
がら、条例を改正しない限りには、そういった施設が出てきてそれをやろうとしたときにで
きないからという意味の提案だと思うので、私はこれは別に、それはそれで通して、そのと
きに審査すればいいことだと思います。

以上。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

引間委員。

○引間真理子委員 私も、やはり民間事業者が入るということは、とてもいいことだと思うん
ですけれども。ただ、具体的な案というのが出てなかったのが、心配ではあるなということ
は思いますけれども。やはり、決め細やかなサービス提供が期待できるという意味では、本
当にこの指定管理者制度というのは必要じゃないかなとは思いますが。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

中野副委員長。

○副委員長（中野 修副委員長） 厳しいところも指摘していると思うんですけれども、宮
間委員が言うとおりで、事務の効率化とかサービスが図れることになるということを書いて
いますので、私はここに期待したいと思えますけれども。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、委員の皆さんの意見も出尽くしたようでございます。

それでは、議案第5号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（岡田憲二委員長） 賛成多数。

よって、議案第5号は可決いたしました。

次に、議案第8号 大網白里市福祉会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、議案第8号について原案のとおり決することに賛成
の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（岡田憲二委員長） 賛成総員。

よって、議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

以上で、当委員会に付託された議案の審査を終了いたします。

◎その他

○委員長（岡田憲二委員長） 次にその他ですが、何かございますか。

森委員。

○森 建二委員 先ほどの第5号議案についてですが、趣旨としては、先ほど宮間委員がおっしゃられたように私も、民間委託が悪いものだとは思いません。ただ、具体的に現時点でどのような財政上の効果が見込めるかということは、ある程度見ておかないと、やはり非常に不安でございます。ぜひ、ある程度時期を区切って、例えば来週の最終日前までにそういった内容を、生涯学習課に出していただくという形のお願いはできませんでしょうか。

○委員長（岡田憲二委員長） そうですね。そうしないと、先ほど私も言ったように、こういう委員会の審査してくださいというそういうときに、こうすればよくなりますよという話だけじゃなく、どういうふうによくなるか、そういうことはやっぱりきちんと精査して、それでここへ出すべきなの。それで、それを我々が審議することによってあれだけ。希望的観測を期待してというふうになれば、さっき私が言ったように、いい方向にいけばいいけれども、悪いほうにいった場合、これに賛成した当委員会の責任になるんだから。あんた方が賛成したからやったんですよということになるんだから。だから、そういう観点からして、局長、今、森委員が危惧しているそういうところを出してもらいたい。そうしないと、やはりこれは、言っていることは別にいいんだろうけれども、その内容が分からないことに対して審査してくれということになると、これまた話がおかしくなってくるから。そんな審査の方法なんかあり得るわけがないじゃない。傍聴者の皆さんもそう思うでしょう。

だから、それは局長のほうから担当課に、今、宮間議員も意見を言っていたように、本当に今期を逃がせば指定管理者ができないのかと、そういう面も調べさせて。あとできるならば、何も急いでここをやる必要もないし。もうできないんですよと、これを逃したらできないんですよというんだったら、それなりの根拠を示して、また我々に知らせてもらいたい。

それでいいですか、森委員。

意見も出尽くしたようでございますので、以上で協議事項とその他を終了したいと思います。

◎閉会の宣告

○副委員長（中野 修副委員長） 以上をもちまして、文教福祉常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

（午後 0時05分）